

違反広告物には必要な措置を講じます

# 10 違反広告物に対する措置、罰則

違反広告物を表示するなど、条例の規定に違反した場合は、許可等の取消しや勧告、措置命令、罰則の適用などが行われます。

## 違反広告物とは

条例や規則に違反する屋外広告物は、次のようなものをいいます。

- 禁止地域や禁止物件に表示された屋外広告物 ▶参照「屋外広告物とは」4ページ、「禁止地域・場所」6～7ページ
- 禁止広告物 ▶参照「屋外広告物とは」4ページ
- 必要な許可を受けないで表示された屋外広告物
  - ▶参照「地域別基準」(主な広告物) 8～13ページ、「その他の広告物の個別基準」14～16ページ、「適用除外広告物」17～19ページ
- 許可条件の違反や、管理義務、除却義務を怠った屋外広告物
  - ▶参照「許可申請の流れ」20～21ページ、「許可期間と手数料」22ページ

## 違反に対する措置等（条例第23条、第24条、第25条）

違反者に対しては、次のような措置が行われる場合があります。

- 広告物の表示等の許可を受けた者が違反や不正を行ったときは、許可を取り消します。
- 違反広告物を表示した者に対して、改修、移転又は除却など、必要な措置を行うよう文書で勧告します。
- 勧告に従わない場合には、措置命令を発します。この命令に従わないと屋外広告業の登録の取消や告発を行います。
- 違反広告物が、はり紙や立看板などの簡易広告物の場合、職権により除却したり、高崎市違反簡易広告物除却活動団体のボランティアが除却します。

## 罰則（条例第5章）

条例に違反して、屋外広告物を表示した場合や屋外広告業を営んだ場合には、次のような罰則が課せられることがあります。なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- 登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けた場合、営業停止の命令に違反した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 勧告や措置命令に従わなかった場合（50万円以下の罰金）
- 禁止地域、禁止物件、許可地域の規定に違反して屋外広告物を表示した場合、許可を受けずに屋外広告物の変更改造をした場合、除却義務違反、業務主任者を選任しなかった場合（30万円以下の罰金）
- 虚偽の報告をした場合や、立ち入り検査を拒んだ場合（20万円以下の罰金）
- 必要な届出等をしなかった場合（10万円以下の罰金）など

高崎市では、特定の違反広告物を除却することができる市長の権限の一部を違反簡易広告物除却活動員に委任し、行政と市民が一体となって違反広告物の除却活動を行います。

これにより違反広告物を一掃し、都市景観の保持ならびに向上を進めます。

▼「高崎市違反簡易広告物除却活動マニュアル」参照



違反した簡易広告物の除却（他市）